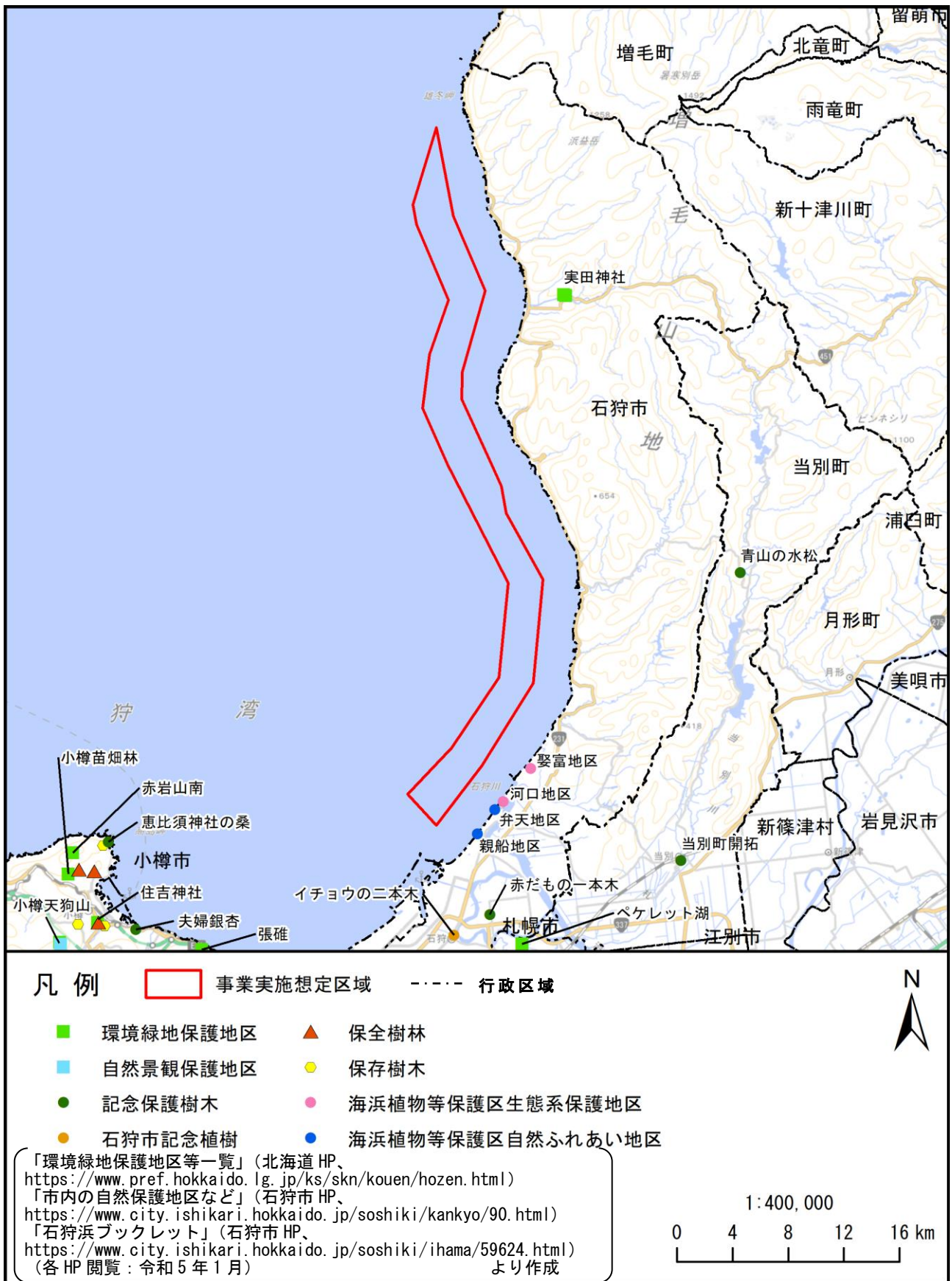


第 3.1.5-14 図 巨樹・巨木林の位置

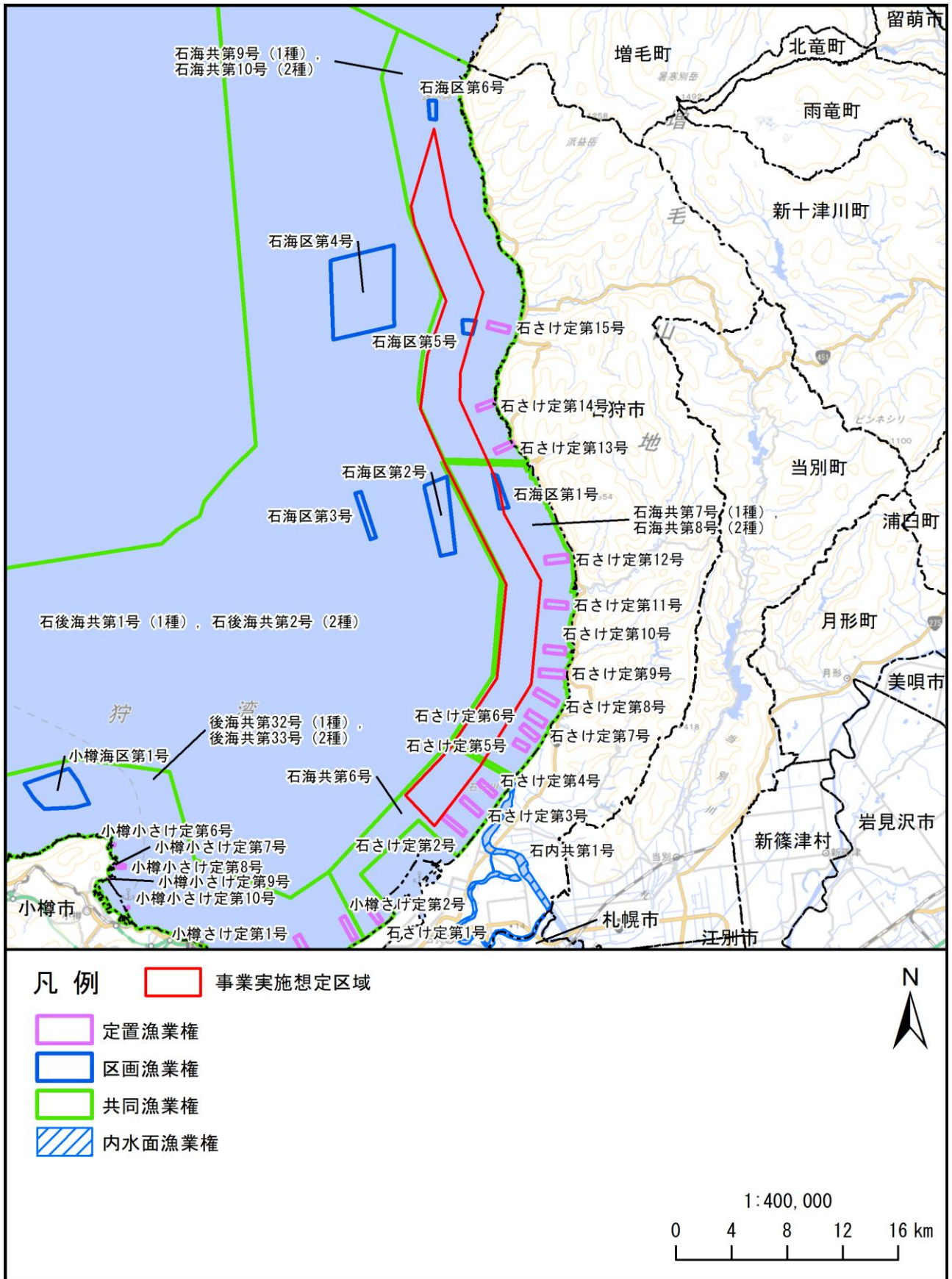
第 3.2.8-33 表 環境緑地保護地区等の指定状況

名称	種類	所在地	面積 (ha)
ペケレット湖	環境緑地	札幌市北区篠路町篠路 422 の 3 他	22.96
実田神社	環境緑地	石狩市浜益区柏木 538 の 4 他	12.13
赤岩山南	環境緑地	小樽市国有林札幌事業区 174 から 176 の各林班	246.20
小樽苗畑林	環境緑地	小樽市国有林札幌事業区 183 林班い小班	19.76
張碓	環境緑地	小樽市新光町 475 他	10.36
住吉神社	環境緑地	小樽市住ノ江 2 丁目 100 の 1	2.57
小樽天狗山	自然景観	小樽市国有林札幌事業区 144 林班他	222.23



第 3.2.8-8 図 環境緑地保護地区等の指定状況





第 3.2.3-2 図 漁業権の設定状況



第 3.2.8-43 表 関係法令等による規制状況

地域その他の対象		指定の有(○)、無(×)						関係法令等	
		石狩市	札幌市	小樽市	当別町	増毛町	事業実施 想定区域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	○	×	×	×	×	自然公園法
		国定公園	○	×	○	×	○	×	
		道立自然公園	×	○	×	×	×	×	
	自然環境保全地域等	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	
		道自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	
	環境緑地保護地区等	環境緑地保護地区	○	○	○	×	×	×	北海道自然環境等保全条例
		自然景観保護地区	×	○	○	×	×	×	
		学術自然保護地区	×	○	×	×	×	×	
		記念保護樹木	○	○	○	○	×	×	
	北海道自然環境保全	石狩市海浜植物等保護地区	○	×	×	×	×	×	石狩市海浜植物等保護条例
		すぐれた自然	○	○	○	×	○	×	北海道自然環境保全指針
	身近な自然	○	○	○	○	○	×		
		世界文化遺産・世界自然遺産	×	×	×	×	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
		緑地保全地域	×	×	×	×	×	×	都市緑地法
	動植物保護	鳥獣保護区	○	○	○	○	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
生息地等保護区		×	×	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
ラムサール条約湿地		×	×	×	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物	国指定	○	○	○	×	×	×	文化財保護法
		道指定	×	×	○	×	×	×	北海道文化財保護条例
		市・町指定	×	○	○	×	○	×	市町村文化財保護条例
	周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	×	文化財保護法	
景観	景観計画区域	○	○	○	○	○	○	景観法、北海道景観条例	
	風致地区	×	○	×	×	×	×	都市計画法	
国土防災	保安林	○	○	○	○	○	×	森林法	
	砂防指定地	○	○	○	○	○	×	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	○	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	○	○	○	○	○	×	地すべり等防止法	
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	○	○	○	○	○	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	海岸保全区域	○	×	○	×	○	×	海岸法	
	港湾区域	○	×	○	×	○	×	港湾法	
	港域	○	×	○	×	○	×	港則法	
	漁港区域	○	×	○	×	○	×	漁港漁場整備法	
保護水面	○	×	×	×	○	×	海岸法		

注：表中「○」は各市町及び事業実施想定区域において指定があるもの、「×」は同指定がないものを示す。